

新蒲田区民活動施設：使用料

施設名	階数	定員	使用区分・使用料			
			午前	午後	夜間	全日
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
多目的室(大)	地下2階	450名	18,800円	25,100円	25,100円	69,000円
多目的室(小)	地下1階	30名	3,200円	4,300円	4,300円	11,800円
第一集会室	2階	30名	1,600円	2,100円	2,100円	5,800円
第二集会室	2階	30名	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
第三集会室	2階	24名	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円
第四集会室	2階	24名	1,100円	1,500円	1,500円	4,100円
美術室	2階	20名	1,400円	1,800円	1,800円	5,000円
調理講習室	2階	21名	1,900円	2,500円	2,500円	6,900円

備考

- (1) 使用区分の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。
- (2) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- (3) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

新蒲田区民活動施設：使用料

施設名	使用者	使用区分・使用料				
		午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
		9：30～11：30	12：00～14：00	14：30～16：30	17：00～19：00	19：30～21：30
音楽スタジオ 1 定員：14 名	中高生世代の者	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
	その他の者	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円
音楽スタジオ 2 定員：12 名	中高生世代の者	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
	その他の者	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円

備考

- (1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例(昭和 42 年条例第 9 号)第 4 条第 3 項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- (2) 使用区分の午前とは午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、午後 1 とは正午から午後 2 時まで、午後 2 とは午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、夜間 1 とは午後 5 時から午後 7 時まで、夜間 2 とは午後 7 時 30 分から午後 9 時 30 分までとし、それぞれの区分を 1 使用区分とする。
- (3) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(午前 11 時 30 分から正午まで、午後 2 時から午後 2 時 30 分まで、午後 4 時 30 分から午後 5 時まで又は午後 7 時から午後 7 時 30 分まで)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。